

§3 Opinions & Requests

このコーナーでは、区役所に対して寄せられたご意見やお問合せ等についてご紹介します。

1. ご意見いただきました 「市民の声」

8月中にみなさんから寄せられたご意見・ご要望は約40件。放置自転車やごみの収集についてのご意見が多く寄せられました。

このほか、電話によるさまざまなお問合せをいただいております。なかでも、よくあるご相談と問合せ先をご紹介します。

◎「水道料金について、思い当たることがないのに急に水道料金が上がったので、相談したい。」など、水道料金に関するお問合わせやご相談は、大阪市水道局お客さまセンター（電話 06-6458-1132）まで。

◎「転居するにあたり、ごみが多量に出るが

どうしたらよいか。」など、粗大ごみの申込みは、粗大ごみ収集受付センター〈固定電話からは：電話 0120-79-0053〉〈携帯電話からは：電話 06-6377-5750〉、その他、品目等が不明な場合やお問合わせは、環境局東北環境事業センター（電話 06-6323-3511）へお問合せください。

◎「道路照明灯の電球が切れているので、電球をかえてほしい。」など、道路照明灯の不具合が生じた場合は、建設局十三工営所（電話 06-6306-1881）まで。



2. みなさん！ 行政相談をご存知ですか？

行政相談は総務省が行っており、主に国の行政に関する苦情・意見・要望を受け付け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善へつなげるためのものです。

淀川区でも、総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員（民間のボランティア）が、毎月第1月曜日（祝日等の場合は他の週の月曜日に振替）の13:00～15:00に相談窓口を開設してい



ます。もちろん、相談は無料で、秘密は固く守られますのでお気軽にご相談ください。

…とはいっても、イメージしづらいと思いますので、他市での改善事例をご紹介します。

「TV局によって異なり、ややこしかった津波警報・注意報表示が、気象庁から各TV局に統一するよう働きかけ、改善された」というものです。

行政相談は総務省が実施主体なので、このような大がかりな改善もありますし、「労働基準監督署と連携して勤務先の法令に抵触する就労実態の是正を指導することで改善された」などのような身近な改善事例もあります。

相談の申し込みは☎06-6308-9683ですので、是非利用してみてください。

10月20日～26日は行政相談週間です。全国で一日合同行政相談所が開設され、大阪市では10月21日(火)に大丸大阪心斎橋店にて開設されますのでご利用ください。